

日本ドッジビー協会

公認

市区町村ドッジビー協会

【設立規程】

平成26年12月12日 制定



第1章 総則

第1条 日本ドッジビー協会(以下「DBJA」と称する)が公認する傘下組織として、市区町村ドッジビー協会(以下「地域協会」と称する)を設立、運営するための規程を定める。

第2章 設立

第2条 地域協会の主たる事務所は設立しようとする当該市区町村内に置くこと。

第3条 地域協会設立発起人は当該市区町村在住および在勤・在学者で構成された3名以上とする。

第4条 設立発起人のうち、以下の役職者を規程人数通りに定めるものとする。

- －1、代表者 1名
- －2、事務担当者 1名以上
- －3、競技担当者(指導/審判等) 1名以上

第5条 役職の名称は特に定めず、地域協会において決定する。

第6条 第4条に定める役職－3に就任する者のうち、最低1名はDBJA認定のディスクドッジ指導・審判員資格(D-T&R)を申請時点で保持する者とする。

第7条 設立発起人代表者はDBJA事務局へ下記を提出する。

- －1、設立申請書 1通
- －2、設立時役員名簿 1通
- －3、初年度事業計画書 1通
- －4、初年度事業予算書 1通
- －5、設立申請料 ￥30,000円(協会専用HP開設費用を含む)
- －6、会員名簿 1通
- －7、会則 1通

第8条 地域協会の設立が承認された時、設立申請日より3か月以内にDBJAの公式ホームページ内に当該市区町村協会専用ページを設けることができる。

第3章 事業

- 第9条 地域協会はDBJAの事業活動に協力する。
- 第10条 地域協会は当該市区町村におけるドッジビーの普及に努める。
- 第11条 地域協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第12条 地域協会は毎年、3月末日までに次年度の事業計画書および収支予算書をDBJA事務局へ提出すること。
- 第13条 地域協会は毎年、4月末日までに前年度の事業報告書および収支報告書をDBJA事務局へ提出すること。
- 第14条 地域協会はDBJA公認資格キッズリーダー講習会を主催して第4条-3に定める指導担当者が当該講習の講師を務めることができる。またキッズリーダー証をDBJAより1枚あたり@250円で購入することができる。
- 第15条 地域協会はDBJA公認資格ディスクドッジ指導・審判員(D-T&R)講習会を主催することができる。また、合格受講者1名あたり@1,000円をDBJAより協会運営費として還付請求することができる。

第4章 会員

- 第16条 地域協会は基本的に当該市区町村在住および在勤・在学者を対象として会員を募る。
- 第17条 会員は次の3種とする。
- －1、個人会員 本会の目的に賛同して入会する個人
 - －2、団体会員 本会の目的に賛同して入会する団体
 - －3、賛助会員 本会の事業を賛助するために入会する個人又は団体
- 第18条 会員の入会については、特に条件を定めない。

第19条 会員における下記事項は、地域協会において独自に定めることができる。

- 1、入会金及び会費の額
- 2、会員資格の喪失についての事項
- 3、会員資格の停止についての事項
- 4、退会についての事項
- 5、除名についての事項
- 6、抛出金品の不返還などについての事項

第20条 第7条-6に記載ある会員はDBJAオンラインショップ利用時に5%の割引で販売品を購入することができる。

第5章 補則

第21条 地域協会は設立申請年度の翌年4月中に当該年度分の登録料および専用ホームページ維持管理費としてDBJAに¥12,000円を納入すること。

第22条 DBJAは以下の行為がある場合、地域協会役員の解任をおこなうことができる。

- 1、地域協会としての義務を明らかに怠る
- 2、本規程 第12条および第13条の規定に反する
- 3、DBJAおよび他の地域協会の名誉を毀損する
- 4、協会役員としてふさわしくない、社会的公序良俗に反する

第23条 都道府県ドッジビー協会の設立は基本要件として複数の市区町村ドッジビー協会による合意のもと設立申請がなされるものとする。
その規程は別途、定める。

附則

本規程は、平成26年12月12日より施行する。

